

昭和39年商業統計調査

市区町村番号	調査区番号
○	○



指定統計
第23号

商業調査票乙

業種	規模	(市区町村単位) 一連番号
◎	※	○

○欄は市区町村で記入して下さい。◎欄は都道府県で記入して下さい。※欄は記入しないで下さい。

1 商店名および商店所在地 (電話 局 番)		3 売場面積 (1) 卸売を主とする商店は記入する必要はありません。 (2) 坪を平方メートルに換算する場合は、3.3倍し 平方メートル未満は四捨五入して下さい。	
市 区 町 村 番地		4 従業者数 (昭和39年7月1日現在)	
2 商店の開設年 (1) 該当する番号を○でかこんで下さい。 (2) 大正、昭和のときは実際の開設年を記入して下さい。		5 月間商品販売額 (昭和39年6月1日から6月30日まで)	
1 明治 45 年 以 前		千 万 百 万 十 万 万 千 円	
2 大 正			
3 昭 和			
6 (イ) 年間商品販売額および商品手持額		年間商品販売額 (39年7月1日から39年6月30日まで)	
※分類番号		商品名 (商品分類表によって記入して、卸売、小売の別を付記して下さい。)	
		商品手持額 (39年7月1日現在)	
		億 千 万 百 万 十 万 万 千 円	
合 計			
(ロ) 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額		年間商品販売額のうち代理による取扱額の割合 %	
修理料、サービス料、仲立手数料の収入額 (昭和39年7月1日から昭和39年6月30日まで)		業 務 内 容	
千 万 百 万 十 万 万 千 円			
備 考		申告者の記名および押印	
		調査員印 市区町村職員印	

この調査票は税務には使用しません。

通商産業省

記入注意

1. 一般事項

- (1) 調査票には、青インキまたは黒インキを用いて、明りように記入して下さい。
- (2) 調査の期日に休業している商店もこの調査票を提出して下さい。

2. 調査事項

1) 商店名および商店所在地

- (1) 商号、屋号を記入して下さい。それがない場合には事業主の氏名を記入して下さい。
- (2) 一定の区画または建物内にあるときは、その区画または建物の名称を、たとえば「〇〇市場内」「〇〇ビル2階」のように付記して下さい。

2) 商店の開設年

商店の開設年とは、この店が現在の場所で現在の事業を始めた年をいいます。

3) 売場面積

- (1) この店が商品を販売するために使用している売場の床面積延数を記入して下さい。
- (2) 売場面積には陳列棚、ショーウィンドウ、客用の接待場所、階段、通路、および洗面所を含み、事務室、倉庫は除いて下さい。
- (3) 自己製の商品を販売している小売業者の場合の商品を製造するための作業所および薬局の調剤室の面積は含めないで下さい。

4) 従業者数

- (1) 従業者とは、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
- (2) 「臨時、日雇の従業者」とは、30日未満の期間

を定めて雇われる者および日々雇われる者をいいます。

- 6) (イ) (1) **商品名** 商品名は、商品分類表によつて、卸売したときは、卸売部門の商品名を、また小売したときは、小売部門の商品名を記入して、卸売、小売の区別を明記して下さい。

該当する商品名が2つ以上ある場合は、過去1か年間の販売額の多いものから順に記入し、販売額が総額の1割に満たない商品については、便宜「その他」という名称で一括して、最後の欄に記入してもさしつかえありません。ただしこの場合の「その他」は総額の1割を越えないようにして下さい。

- (2) **年間商品販売額** 商品販売額は次のようにして記入して下さい。

(イ) 商品の代金全額を受け取つたときは、商品の引渡し以前でも代金受取時をもつて販売が行なわれたものとします。

(ロ) 商品を引き渡（発送）したときは、その時をもつて販売が行なわれ、かつ、代金が全部支払われたものとして全額を計上して下さい。

(ハ) 掛売、割賦およびチケット販売の場合は、商品を引き渡したときに、その代金の全額を販売額として計上して下さい。

(ニ) 他に販売を委託した場合は、受託者よりその代金を受取つたとき、または販売済の通知があつたときに、販売額に計上して下さい。

(ホ) 商品売買の代理を行なっている場合および他から商品販売の委託を受けている場合は、その取扱額を販売額として計上して下さい。

(ヘ) 自家消費（業務用を除く。）した商品は、その金額を販売額に含めて下さい。

- (3) **年間商品販売額のうち代理による取扱額の割合** 商品売買の代理（受託品の卸売を含む。）を行なっている場合は、「年間商品販売額のうち代理によ

る取扱額の割合」欄にその総販売額中に占める割合を記入して下さい。

- (4) **商品手持額** 商品手持額は、調査日（昭和39年7月1日）現在で、この店が販売の目的で保有している手持商品の金額を記入して下さい。

(イ) 商品手持額の評価は、仕入原価によります。ただしそれが困難な場合は、時価または販売価格のいずれによつてもさしつかえありません。

(ロ) 他から販売を委託されている商品（受託品）は、この店の商品手持額に含め、また他へ販売を委託している商品（委託品）は、この店の商品手持額に含めません。

- 6) (ロ) **修理料、サービス料、仲立手数料の収入額**

(1) 商品を販売するかたわら、それに付帯して修理その他のサービスあるいは商品売買の仲立を行なっている場合は、その手数料収入額を記入して下さい。

(2) 「業務内容」欄には、たとえば「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」、「牛馬仲立」などのように具体的に記入して下さい。

備考欄

(1) 昭和38年7月1日以降に開業した商店は、その開業した年月日を記入して下さい。

(2) 昭和39年4月1日以降に休業した商店は、その休業した年月日を記入して下さい。